

峡南医療センター企業団看護師等修学資金貸与のお知らせ

峡南医療センター企業団では、将来、当企業団で看護師（准看護師は対象外）又は薬剤師として業務に従事するものに対し、修学資金を貸与します。

○ 対象者

次の各号に該当する者で、将来、当企業団において業務に従事しようとする者

- (1) 保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号。以下「法」という。）第 21 条第 1 号の学校又は同条第 3 号の看護師養成所に在学している者
- (2) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学において、薬学の正規の課程（学校教育法第 87 条第 2 項に規定するものに限る。）に在学している者

○ 修学資金の額

修学資金貸与の額は、次の各号に規定する額を上限とする。

ただし、在学（入学）する学校又は養成所の入学金、授業料、施設整備費を足した年額を 12 ヶ月で除した額が上限に満たないときは、授業料年額とする。

- (1) 看護師 月額 5 万円
- (2) 薬剤師 月額 8 万円

○ 修学資金の返還の免除

養成施設を卒業した日から 1 年以内に看護師又は薬剤師の免許を取得し、免許取得後、速やかに企業団で業務に従事し、かつ、引き続き修学資金の貸与を受けた期間と同じ期間勤務した場合

○ 申請方法

貸与当該年度の 4 月 1 日から 4 月 30 日までを受付期間とする（土、日、祝日を除く）。

※ 貸与者が決まらなかった場合は、5 月以降随時受け付けとする。

※ 申請書類は受付期間に必着とする。

○ 申請書類

- ・ 修学資金貸与申請書
- ・ 添付書類
 - ① 戸籍抄本、② 健康診断書、③ 身上書、④ 在学証明書又は入学を許可されたことを証する書類、⑤ 修学資金の貸与を受けようとする者が高等学校等に在学しているときは、在学する学校長の推薦書、⑥ その他企業長が必要と認める書類

○ 修学資金貸与契約時の保証人

保証人 2 名（独立の生計を営む者）

※ 貸与申請者が未成年の場合、保証人のうち 1 人は親権者又は後見人とする。